

有床義歯学会 定例会・総会に関わる倫理審査

令和5年8月15日作成 有床義歯学会倫理委員会

1. 概要

以下の当該研究に関し、本学会で研究発表および症例報告を検討している場合、発表の申込み前に、倫理審査が必要となる（基本的に、承認判定前は当該研究を実施することができない。また、審査を受けずに当該研究を発表することもできない）。**研究倫理審査フローチャート**より必要書類を確認後、必要事項を記入し本学会事務局に提出する。

ただし、特定臨床研究や治験に関する研究で、他学会における倫理審査を既に承認済みの場合、倫理審査委員会名と承認番号を記載する。

【倫理審査を必要とする定例会・総会に関わる研究発表および症例報告】

- 通常の診療を超えた処置を行った場合。
例：研究目的で、通常のエックス線写真に加えて行ったCT撮影やセファロ撮影。
研究目的で、唾液などの試料を追加で採取。
研究目的で、同一患者に異なる2種以上の義歯製作。 等
- 観察研究（エックス線や模型等を含む診療の記録、試料、患者アンケートを用いた研究）
- 未承認材料や未承認機器、適応外材料や適応外機器を用いた場合
- 2症例以上を比較検討および、統計処理をした場合。
- 10症例以上を対象とした場合
- 個人情報と結びついた資料を、匿名化しなかった場合。
例：個人が特定できる写真や動画の使用
- 材料実験等でヒトや動物を対象とした場合。

2. 審査判定

審査結果は、(1) 承認 (2) 条件付承認 (3) 変更の勧告 (4) 不承認 (5) 非該当 で判定される。審査を受けずに当該研究を発表することはできない。

3. 提出書類

有床義歯学会事務局

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-21-10 セブンビル 7階

株式会社インターベント内

TEL : 03-3527-3890 FAX : 03-3527-3889

jpda@intervent.co.jp